

たなか事務所だより

2016年
12月号

子どもの養育に関する合意書

離婚をする夫婦の割合が増えてきているようですが、夫婦間に子どもがいる場合は、子どもの権利擁護が大切です。

特に「親権者」「養育費」「面会交流」を話し合っておく必要があります。

今年、法務省では「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」を作成して、離婚する夫婦に「養育費」と「面会交流」の取り決めをするように啓発をしています。

法務省のホームページでは、このパンフレットと「合意書のひな型」「合意書の記載例」が掲載されていますので、参考にさせていただけると良いと思います。

「養育費」は子どもの生活を支えるもの

「面会交流」は子どもの健やかな成長を願って行うもの

どちらも子どもにとって必要なものです。

法務省HPのアドレス

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html



(司法書士 小司隆信)

よく
聞く

よく
見る

よく
走る

よく
学ぶ

司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

